

中国地方整備局入札監視委員会第一部会議事運営要領

(定足数及び議決)

第1条 定例会議、再苦情処理会議及び契約変更審査会議（以下「会議」という。）は、部会の委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長が決する。

3 緊急やむを得ない事情があり、前2項の会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、部会長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(再苦情の申立ての却下)

第2条 地方整備局長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。

なお、地方整備局長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告すること。

- 一 申立期間を徒過したもの
- 二 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- 三 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

(附 則)

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和7年7月1日から適用する。